



国 監 告 第 8 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年10月30日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 小 口 俊 明

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

ア. 実施期間

(ア) 事前調査

平成24年10月3日(水)から平成24年10月12日(金)まで

(イ) 実施

平成24年10月22日(月)

イ. 対象部局

(ア) 総務部情報管理課

(3) 対象事項及び範囲

ア. 対象事項

平成24年度国立市一般会計（歳出）

OCR読取システム構築委託（9月19日支払分）

予算科目 02.01.13.13(17)

支出額 3,255,000円

イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

(イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

ア. 実施通知 平成24年10月3日(水)

イ. 資料提出期限 平成24年10月11日(木)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ. 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通項目

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

ア．委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

イ．委託料の支出は適正な時期に行われているか。

ウ．委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

(6) 結果

ア 概評

今回の質問事項では、対象事項を監査した結果、おおむね良好であるが、下記の事項について要望する。

イ 個別事項

(ア) 要望事項

今回監査対象とした「OCR読取システム構築委託」の仕様書によると、10種類の対象帳票のOCRでの読み取りについて十分にテストを行い、期日より問題なく稼働できることとなっている。

確認したところ、稼働テストを行う際に職員の立会いは行っているが、その作業の記録は残されていなかった。また、仕様書にどのようなテストを行うかの具体的内容は記載されていなかった。

よって、テストはどのように行うのか、テストデータの具体的内容や作業記録の作成などを仕様書に明示し、委託の作業内容が適切に履行されたことを後日書面で確認できるようにされたい。

以上